様式第6号

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処分業協議書　　　年　　　月　　　日香川県知事　 殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者郵便番号　住　所　　　　　　　氏　名　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号　産業廃棄物処分業を行いたいので、関係書類等を添えて提出します。 |
| 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。） |  |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所　〒電話番号　 |
| 事業場　〒電話番号　 |
| 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。） |  |
| 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| 県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か |  |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名連絡先 |

（日本産業規格　A列4番）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （ふ　　り　　が　　な）名　　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | 　　　（個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  | （法人である場合） |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
|  |  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 役 職 名・呼 称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生 年 月 日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考1 ※欄は記入しないこと。2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。3 ｢役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。４　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |